

## ■ 変更登録申請書の留意事項 ■

- 会員の皆さん行政書士名簿の登録事項に変更があったとき変更申請をする必要があります。下記の手続きをしない方は、永久保存のあなたの名簿が訂正されません。変更がありましたら、直ちに手続きをして下さい。

変更登録申請書が必要な時	必要な書類	変更手数料	経由と提出先
氏名が変わった時 (結婚・養子縁組・改名等)	・行政書士登録証 (再発行をするため) ・戸籍抄本 (3ヶ月以内に交付されたもの)	4,000円	変更登録申請書、 正・副各一通に添 付書類を添えて所 属の行政書士会 を経由して联合会 に提出する
本籍が変わった時	・戸籍抄本 (3ヶ月以内に交付されたもの)	4,000円	
住所が変わった時	・住民票の写し (3ヶ月以内に交付されたもの)	4,000円	
区画整理など公的に町名、 地名が変わった時	・区画整理証明書又は住民票	無料	同時に何件かの 変更があった場合 は、一件あたりの 手数料となります
事務所が変わった時	A 事務所の使用权を証する書面 ① 自己所有建物の場合 家屋課税台帳登録事項証明願 固定資産税の納付証明書 家屋の登記簿抄本、 建築確認通知書 等 ② 借用の場合 使用承諾書 賃貸契約書 建物登記簿謄本 等 B 事務所の位置図及び平面図 C 事務所の外観、入口付近及び 内部の写真(3枚) A4用紙に貼付下さい。	4,000円	その他に準備頂物 ※行政書士印に 貼付する顔写真 (2.5×2cm) 1枚
所属の単位会が 変わった時	・住民票の写し ・履歴書 ・本人の写真 ・上記の各A・B・C	5,000円	変更登録申請書 正・副各一通に添 付書類を添えて変 わった方の単位会 を経て联合会に提 出する